

いじめの防止等のための対策について（基本方針）

香川県立石田高等学校

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」とする。なお、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うものとする。

2 いじめ防止基本方針

- (1) 「いじめは人間として絶対に許されない」との認識を、学校教育全体を通じて指導する。
- (2) 「いじめはどの生徒にも起こり得る」問題であることを教員は十分認識して指導に当たる。
- (3) いじめを許さない学校づくり、ホームルームづくりを推進する。
- (4) スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用により、相談機能を充実し、生徒の悩みを積極的に受けとめることができる体制を整備する。
- (5) いじめる生徒に対しては、懲戒処分等の措置や警察への通報も含め、毅然とした指導を行う姿勢を日頃から示しておくこと。
- (6) いじめられている生徒並びに情報提供者は、学校が徹底して守り通す姿勢を日頃から示しておくこと。

3 いじめ防止等対策委員会

いじめ防止等に関する措置を実効的に行うための組織として、次のメンバーで構成する「いじめ防止等対策委員会」を設置する。なお、校長が委員長を務めるものとする。

構成員	校長、教頭（２）、生徒指導主事、生徒指導副部長、人権・同和教育主任、教育相談部長、学年主任、農場長、学科主任、ＳＣ、ＳＳＷ
-----	---

4 いじめ問題への対応

- (1) いじめの未然防止の取組
 - いじめの未然防止を図るため、年間計画に基づき、すべての教育活動を通して、生徒の健全な成長に努める。
 - 「自ら学ぶ」生徒を育成する授業を行い、進路指導を充実させる。
 - 豊かな情操と心の通う対人交流能力を育むホームルーム活動や学校行事を実施する。
 - 自主性と協調性、規範意識等を育む部活動に努める。
 - インターネット上での誹謗中傷等、今日的な課題にも対応する。
- (2) 早期発見の取組
 - アンケート（被害調査）を学期ごとに行う。
 - 個人面談を定期的に行う。
 - 教員やＳＣ、ＳＳＷに相談しやすい雰囲気づくりに努める。
 - いじめを発見したら、傍観者にならず、すぐに通報するよう指導を行う。

(3) 早期対応の取組

- 事実関係の把握を正確かつ迅速に行う。
- 学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、チームで指導を行う。
- 速やかに保護者に報告し、学校の指導方針に理解が得られるよう丁寧な説明を行う。
- 事案の内容によって、教育委員会や警察と連携して適切に対応する。
- 以下のいじめ発見時のフローチャート、重大事態発生時のフローチャートにより適切に対応する。
- 積極的にいじめの認知を行う。

(4) いじめの発見時のフローチャートについて（別紙）

(5) 重大事態発生時のフローチャートについて（別紙）

(6) いじめの再発防止について

- いじめの再発を防止するため、いじめ防止等対策委員会が適切な措置を講ずる。
- いじめは、単に謝罪を持って安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、「①いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること（相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする）」「②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の少なくとも2つの要件が満たされている必要がある。必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

(7) その他

- 全教職員がいじめ問題への取組について、年1回以上チェックする。
- 現職教育を年1回以上行う。

5 年間計画

4月	いじめ防止等対策委員会 個人面談（全学年）	10月	HR「人権・同和教育」（2・3年）
	HR「人権・同和教育」（1年）	11月	石高祭
5月	アンケート実施		HR「人権・同和教育」（1年）
	HR「人権・同和教育」（1年）		
6月	コミュニケーションワークショップ（1年）	12月	アンケート実施
	HR「人権・同和教育」（2・3年）		HR「冬休みの過ごし方」
			いじめ防止等対策委員会
7月	アンケート実施	1月	HR「人権・同和教育」（1・2年）
	薬物乱用防止・防犯教室		「命の大切さを学ぶ教室」の実施
	HR「夏休みの過ごし方」		
	HR「人権・同和教育」（2年）		
	いじめ防止等対策委員会		
8月	個人懇談（全学年）	2月	就活ワークショップ（2年）
9月	現職教育	3月	卒業式
			アンケート実施
			いじめ防止等対策委員会
			HR「春休みの過ごし方」

学年団会、教育相談係会は毎月開催する。いじめ発生時には、いじめ防止等対策委員会を必要に応じて開催する。